



そごう 拓也 議員
(政策 TODA)



持続可能な運営を

土地の登記で、国が市を地裁に提起

Q 国は市を被告として戸田公園内土地の登記修正を求める訴えを提起した。問題の経緯と正当性、今後の対応は。

A 昭和 47 年に市が保存登記した面積 1,837 平方メートルの土地に対し、国は国有財産として所有権移転を求めている。令和 7 年 11 月 21 日に訴状が届き、令和 8 年 2 月 4 日に弁論準備手続が行われた。市は適法な登記と認識している。また、対象の土地は、市から貸付を受けた戸田ボートレース企業団が占有管理を行っている。現在は係争中であり、弁護士と相談し適切に対応する。

パブコメ大量投稿問題への対応

Q AI などの進化に伴い、パブリック・コメントへの同一内容の大量投稿が問題となっている。市の現状と対策について伺う。

A 令和元年度から令和 7 年度までの意見募集では、77 案件に対して、延べ 138 名から 390 件の意見が提出されている状況であり、市への大量投稿は確認されていない。大量の意見が寄せられた場合は期間延長などで対応する。市民パブリック・コメント制度は意見の数の多寡により賛否を問うものではないことから、引き続き正しい制度趣旨を周知していく。



石川 清明 議員
(公明党)



誰でも気軽に参加できます

認知症対策

Q 家族介護教室の現状と課題は。

A 介護知識・技術の習得や介護サービスなどの適切な利用方法と理解促進を目的に、市内 5 力所で開催。認知症に関する内容では 5 回開催している。多くの方々に家族介護教室への周知が必要と考える。

Q 認知症カフェ(トコカフェ)の現状と課題は。

A 認知症の方やご家族、地域住民が気軽に集い仲間づくりや交流を図りながら、医療・保健・福祉の専門家に相談できる場として、介護事業所や医療機関など、14 力所で開催している。誰でも気軽に参加できるよう周知していくことが必要と考える。

Q 認知症サポーター養成講座とステップアップ研修の現状について伺う。

A 講座については、今年度 1 月末現在で 18 回開催し、計 368 名が受講。若年層向けに学童保育室や高等学校で 4 回開催している。また、研修については 12 月 3 日に開催し、33 名が受講。研修を修了した方は、「オレンジパートナー」として、できる範囲で、認知症やその家族を支援する活動を行っていただいている。

Q 認知症チェックシステムの導入について伺う。

A 現在、認知症の基礎知識や症状に合わせた医療・介護サービスの案内をまとめたガイドブック「認知症ケアパス」において、早期発見の目安となる簡易チェックシートを掲載している。オンラインによる簡易チェックシステムについては、活用状況を確認しながら、検討していく。



小金沢 優 議員
(りっけん戸田)



学校開放制度の同時予約について

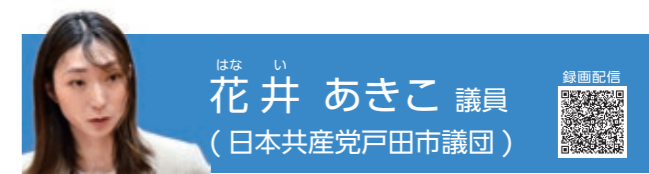
Q 現在、校庭を利用する団体が、雨天時のことを考えて体育館を同時予約できる仕組みとなっている。これにより、晴天時には体育館が未使用のまま確保されるケースが続いているが、市の見解を伺う。

A 今後は、ガイドラインにおいて、施設を使用しなくなった場合、速やかに予約を開放し団体間で共有するよう記載するとともに、各団体が譲り合って適切に施設を使用いただけるよう促していく。また、本格運用開始となる学校開放施設予約システムにおいては、いつでも予約のキャンセルが行えるようになることから、より適切な運用ができるようになるものと考えている。今後、ルールに沿って運用されていない状況が確認された場合には、学校単位・施設単位での使用制限も視野に入れ、各団体が譲り合って施設を使用いただけるよう促していく。

意見 学校開放制度は、市民の信頼によって成り立つ制度である。「確保する仕組み」から「最大限活用する仕組み」、「慣行による調整」から「データに基づく最適化」、「見えない需要」から「可視化された需要」にしていくことで市民活動も活発になる。何より重要なのは、市民が納得できる透明性であり、予約が取れなかった市民が「誰かが押さえているから仕方ない」と感じるのではなく、「公平なルールのもとで調整されている」と理解できることは非常に重要。公平性と効率性を両立させる制度運用を確立することを要望する。



不要な予約がなくなる仕組みづくりを!



花井 あきこ 議員
(日本共産党戸田市議団)



高次脳機能障害について

Q 高次脳機能障害は「見えにくい障害」であり、支援の途切れや理解不足が課題となっている。新法に基づき、本市でも当事者と家族が地域で安心して暮らせる体制づくりが求められる。今後の取り組み、市民への周知・啓発は。

A 関係機関と連携し、当事者や家族への支援につながる体制を整備する。また、ホームページやパンフレットを通じて症状や相談先を周知し、理解促進に努める。

意見 医療リハビリ終了後、十分な専門支援につながらないとの声がある。医療と介護のリハビリには量・専門性に大きな差があり、制度上の制限により改善余地がある段階で終了する場合や、経済力による格差も生じている。そこで、本市から医療リハビリ算定日数の弾力的運用について国に再検討を求める。

障害者雇用について

Q 障害者雇用促進法の改正により、2026 年 7 月から自治体の法定雇用率が 3% に引き上げられることを踏まえ、本市の障害者雇用の現状と、3% に向けた考え方、雇用促進の取り組みは。

A 令和 7 年 6 月 1 日現在、算定基礎職員数 1,091 人に対し障害のある職員を 32 人雇用し、実雇用率は 2.93% で法定雇用率 2.8% を達成。今後は障害者枠の正規採用を継続し、集約型オフィス運営や配置拡充、定着支援と職場環境整備を進める。

意見 障害者雇用は数値の達成だけでなく、能力を発揮し働き続けられる環境づくりが重要。市が地域の模範となる取り組みを進めるよう求める。

